

事務連絡
令和3年5月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、これまで高齢者施設等での集中的検査の積極的な実施をお願いしております。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月28日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査について、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させるとされました。

これらを踏まえ、集中的検査の対象施設の拡大等について、別紙のとおり、考え方が示されておりますので、衛生部局と連携のうえ、引き続き、ご協力いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査の対象施設の拡大等について」（令和3年5月28日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）